

平成 31 年度から適用される個人市・県民税の改正点

1. 配偶者控除および配偶者特別控除の改正

《改正の概要》

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除および配偶者特別控除が適用される納税者本人に所得制限を設けることとし、合計所得金額が 900 万円（給与収入として 1,120 万円）を超える場合には控除額が逓減、消失する仕組みとなりました。

また、配偶者特別控除については、その適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が引き上げられました。

この改正は、平成 30 年分以後の所得税から適用され、個人市・県民税は平成 31 年度以後から適用されます。

《改正の詳細》

（配偶者控除の改正）

平成 30 年度までは、配偶者の前年の合計所得金額が 38 万円以下（給与収入として 103 万円以下）の場合、納税義務者本人の所得に関わらず個人市・県民税では一律 33 万円（配偶者が 70 歳以上の場合は、38 万円）の配偶者控除の適用を受けられましたが、平成 31 年度からは納税者本人の合計所得金額が 9 百万円を超える場合から逓減し、1 千万円を超える場合には配偶者控除の適用を受けることができないことになりました。

納税者本人の合計所得金額に応じた控除額およびその逓減、消失については、次の表の通りです。

配偶者控除の表

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額			
		～900 万円 (～1,120 万円)	～950 万円 (～1,170 万円)	～1,000 万円 (～1,220 万円)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
	～38 万円 (～103 万円)	33 万円	22 万円	11 万円	適用なし
	※老人配偶者控除 (70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円	

※合計所得金額の下部のカッコ内は、合計所得金額のすべてが給与所得の場合における給与収入金額です。

2. 国税（所得税）について

次の国税庁ホームページをご確認ください。

- ・ [配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて](#)
- ・ [配偶者控除について](#)

- [配偶者控除特別控除について](#)